

商品先物取引に関する注意喚起

平成 23 年 1 月 1 日の商品先物取引法の施行により、海外先物取引業者や店頭先物取引業者に対して許可制が導入されたことに伴い、一般個人を相手方とする商品先物取引（商品デリバティブ取引）については、国から許可を受けた商品先物取引業者のみが営業することができます。

許可を取得していない事業者との取引は行わないよう、ご注意ください。

農林水産省並びに経済産業省のホームページで、許可を受けている商品先物取引業者名を確認できます。また、本協会の会員である商品先物取引業者については、会員名簿をご確認ください。

- 農林水産省（総合食料局商品取引監理官）「商品先物取引に関する注意喚起について」
<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/dealing/index.html>
「商品先物取引業者一覧」<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/dealing/gyousha.html>
- 経済産業省（商務流通グループ商務課）「商品先物取引に関する注意喚起」
<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/page3.html>
「商品先物取引業者一覧」<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/f0000001.html>
- 日本商品先物取引協会「会員名簿」<http://www.nisshokyo.or.jp/member/index.html>

本協会に加入していない商品先物取引業者の苦情等や外国為替証拠金取引等の苦情については、本協会では取り扱うことができません。

日本商品先物取引協会
相談センター
電話 03 - 3664 - 6243